

第2章

いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

(自然と都市と市民生活が調和した安心・安全都市の形成)

2-1-1 親しみと安らぎのある水辺の整備

《現状と課題》

本市における河川の水質は徐々に改善されているものの、都市化の進行に伴う生活排水が、河川の水質へ大きな負荷を与えています。また、土地利用の変化等により、流域の持つ保水・遊水機能が低下し、河川の平常時流量が減少するなど自然が本来備えていた水循環系のバランスが崩れています。

一方、平成9年に河川法が改正され、その目的に河川環境の整備と保全を図ることが追加されたことなどを受けて、本市においても多自然川づくりを推進してきましたが、多くの川はコンクリート等で整備されたままで、市民が水と親しめる空間は希少な存在となっています。

こうしたことから、水質の更なる改善や河川の平常時流量の確保などにより、健全な水循環系を再生するとともに、親水性や多様な生物の生息など河川が本来持っていた様々な機能を復元し、市民が親しみと安らぎを感じられる水辺環境を創出することが求められています。また、公共的に使用できる空地が減少していることから、調整池¹を市民が自然に親しむことのできる水辺空間として、有効活用していくことも課題です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

健全な水循環系が再生されるとともに、市民が親しみと安らぎを感じられる河川や調整池等の水辺空間が確保されている状態

〔施策の方針〕

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、水循環系再生行動計画に基づいて健全な水循環系の再生を図るとともに、多自然川づくりを推進します。

また、調整池を活用した水辺空間等の整備についても検討を行います。

《施策の方向》

施策1) 清らかで豊かな流れの創出

流域ごとに策定された水循環系再生行動計画に基づき、水質の更なる改善を図るため、生活排水対策等を推進します。また、河川の平常時流量を確保するため、公共施設のみならず各家庭においても、雨水浸透施設の設置や透水性舗装材の使用等により、土地の保水機能を高める雨水浸透を推奨します。

〔主要事業〕

- ・ 雨水浸透施設の整備促進
- ・ 透水性舗装の整備推進

¹ 調整池：集中豪雨などによる洪水を一時的に溜める施設で、主に土地の開発者が設置するもの。

第2章 政策1 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

施策2) 自然を活かした水辺の整備

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、散策路や親水空間等を施した多自然川づくりを推進します。また、平常時における調整池の有効利用を図るため、地域住民との協働²により、市民が維持・管理に関わることができる機会の創出や市民が親しめる水辺空間としての整備について検討します。県事業として進められている海老川調節池³については、市の中心部に近い特性を活かし、海老川上流地区のまちづくりに配慮しながら、水と緑と人が生き生きとふれあえる大きな広場としての整備が図られるよう協議を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 多自然川づくりの推進
- ・ 調整池の有効利用の検討
- ・ 海老川調節池の多目的利用の促進

《指標》

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
海老川流域内の本川及び各支川のBOD ⁴ 値 (施策1)	3.4~11 mg/l (平成21年度) ※	すべての観測地点において 5 mg/l (平成27年度)	※10 観測地点のうち1 観測地点においてのみ5 mg/l(目標値)以下
目標設定の考え方	「海老川流域水循環再生構想」に掲げられている、平成27年度にすべての観測地点において5 mg/l とすることを目標として設定しました。28年度以降は50年度に3 mg/l とすることを長期目標として設定します。		
透水性舗装整備済み面積 (施策1)	81,890 m ² (平成22年度)	126,700 m ²	印旛沼・海老川・真間川各流域の舗装整備済み面積の累計
目標設定の考え方	過去の実績値の平均(3年間)は3,984 m ² /年であり、これを約10%増加し、4,300 m ² /年とすることを目標として設定しました。		
多自然川づくり改修済み延長 (施策2)	3,201m (平成22年度)	5,110m (平成27年度)	改修実績の累計
目標設定の考え方	一級河川二重川の改修が平成17年度に完了し、準用河川木戸川の改修が平成27年度に完了予定であることから、その達成を目標として設定しました。28年度以降は新たな事業計画に基づき設定します。		

² 協働：市民・市民活動団体・事業者・学校・議会・行政等のあらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと(船橋市「市民協働の指針」より)。

³ 調節池：調整池と同様、集中豪雨などによる洪水を一時的に溜める施設で、主に河川管理者が設置するもの。

⁴ BOD：(Biochemical Oxygen Demand) 生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物等が微生物によって酸化・分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

2-1-2 豊かなみどりの保全と創出

《現状と課題》

都市化の進行によって本市の緑地面積は年々減少しており、300 m²以上の樹林地については、平成2年には860haありましたが、平成16年には657haと約200ha減少しています。また、一人当たりの都市公園面積は、平成2年度の1.70 m²から平成21年度には2.84 m²と約1.14 m²増加してはいるものの、全国平均から見ると高い水準とはいえません。

こうした状況に対して、緑豊かな都市を実現するため、「船橋市緑の基本計画改定版」に基づいて市内に残る貴重な緑地の保全を図るとともに、市民の憩いの場となる公園等を整備することが求められています。また、身近な緑の創出や維持・管理を図るため、市民団体等による自主的な緑化活動の支援や、市民等と連携した緑の保全と創出・育成が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

都市緑地・公園等の整備や身近な緑の普及促進により、緑豊かな都市が形成されている状態

〔施策の方針〕

豊かな緑が保全・創出された都市を形成するため、公園が充実したまちづくりや、市内に残る貴重な自然林・緑地及び身近な緑の保全・創出を推進します。さらに、市内を広域的に結ぶ緑と水のネットワーク⁵を形成するとともに、市民等との連携によって、質の高い緑の維持・管理に努めます。

《施策の方向》

施策1) 公園緑地の整備

緑の保全を図るとともに市民の憩いの場を確保するため、都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に応える大規模な公園の整備に努めます。特に、歩いていける範囲にある中規模な公園を整備し、都市の快適性や都市防災に寄与する公園が充実したまちづくりを推進します。

〔主要事業〕

- ・公園緑地の整備
- ・防災公園の整備
- ・アンデルセン公園の整備
- ・市民参加の公園づくり
- ・公園緑地・街路樹等の維持・管理

施策2) 都市緑化の推進

市民が身近な生活の中で豊かなみどりを感じられるよう、公共施設や民有地において景観木や生垣等による立体的な緑の創出を積極的に進めます。また、緑化重点地区を設定し、重点的な緑化の推進を図ります。

〔主要事業〕

- ・街路樹による緑化
- ・景観木・生垣による緑のまちづくり
- ・緑化重点地区における緑化の推進

⁵ 緑と水のネットワーク：川の源流から海までを有する本市の水系特性を活かして、海や川、調節池公園、緑地、樹林等を互いに連携する形で保全・誘導することにより形成される自然豊かな空間。具体的には、緑と水の景観に親しめる「南部海老川環境軸」と、樹林・農地等からなる「北部アンデルセン環境軸」で構成される。

施策3) 市民等との連携による緑の保全と創出

緑の保全・創出・育成を図るため、市民等との連携により新たな緑を創出するとともに、質の高い緑の維持・管理を図ります。また、花と緑にあふれた都市づくりを推進するため、緑化に関する情報を提供するとともに、市民等による自主的な緑化活動を支援し、花と緑を育てていきます。

〔主要事業〕

- ・市民・企業（事業者）との連携による緑化推進
- ・市民参加による緑の保全・活用と管理
- ・市民による花いっぱいまちづくりの推進

施策4) 樹林地等の保全対策の推進

緑を将来に継承するため、良好な景観形成に寄与する斜面林や里山⁶の樹林、水系と一体となって生物を支えている樹林地等の保全に努めます。また、緑と水のネットワークを形成する南北環境軸⁷における斜面林や、クロマツやタブノキを中心とした東西軸⁸の樹林については、重要な緑として位置づけ保全・活用していきます。

〔主要事業〕

- ・指定樹林等制度の活用による樹林等の保全
- ・市民の森制度の活用による樹林等の保全・活用
- ・森林ボランティア等による里山の樹林保全活動の促進

⁶ 里山：自然と都市の中間にあり、集落に隣接し、人による維持もしくは管理がなされている、あるいは、かつてなされていた、樹林地、草地、湿地、農地等により構成される地域。

⁷ 南北環境軸：地域の特色である斜面樹林等の樹林地、豊かな湧水、農地、河川、公園などを活かした本市の中央部を縦断する南北の環境軸。

⁸ 東西軸：東船橋地区・船橋駅周辺地区、西船・海神地区の斜面緑地等の保全や新たな緑の創造により形成される東西の環境軸。

第2章 政策1 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

《指標》

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
市民一人当たりの都市公園面積 (施策1)	2.84 m ² /人 (平成21年度)	5 m ² /人 (当面の目標)	市民一人当たり都市公園面積＝都市公園面積 /(住民基本台帳登録済み人口＋外国人登録人口)
目標設定 の考え方	過去の実績値の伸びから、5 m ² /人とすることを当面の目標として設定しました。		
アンデルセン公園年間入園者数 (施策1)	524,444人 (平成22年度)	570,000人	
目標設定 の考え方	過去の実績値の伸びから、今後の整備面積拡張に伴う入園者数の増加を見込んで目標を設定しました。		
街路樹改植済み路線数 (施策2)	5路線 (平成22年度)	17路線	平成19年度からの累計
目標設定 の考え方	老木等の理由による既存街路樹の倒木が多発していたことから、平成19年度より17路線を対象として改植を進めており、計画期間中の完了を目標として設定しました。		
ふれあい花壇件数 (施策3)	88件 (平成22年度)	100件	
目標設定 の考え方	過去の実績値の伸びから、年1件程度増加することを目標として設定しました。		
花いっぱいまちづくり参加団体 数 (施策3)	33団体 (平成22年度)	50団体	まちかどフェアにおいて「花いっぱいまちづくり」に参加した町会・自治会等の5人以上のグループの団体数
目標設定 の考え方	現在の参加団体を維持しつつ、年間1～2団体(町会・自治会等)の新規参加を目標として設定しました。		

2-1-3 自然と共生したまちづくり

《現状と課題》

市内では樹林地や湿地（干潟、川辺、水田、湧水周辺等）、それらを含む里山などの動植物の生息・生育場所が都市化の進行に伴い減少しているだけでなく、外来生物等により生息・生育環境の質が悪化しており、確認された動植物の種の数も減少しています。また、気候変動や環境汚染による生物への影響が懸念され、生物多様性⁹や生態系¹⁰の多面的機能を保全・再生していこうという動きが全国的に高まっており、本市においても「ふなばし三番瀬¹¹クリーンアップ¹²」など、市民とともに三番瀬の保全・再生を図る取り組み等を進めています。さらに、環境と共生した自然豊かなまちづくりや景観に配慮したまちづくりを進めるため、「船橋市環境共生まちづくり条例」等に基づき開発等の規制・誘導を実施しています。

こうした状況の中、豊かな生物多様性と自然の恵みを未来へつないでいくためには、市内に残された樹林地や湿地等の多様な動植物が生息・生育できる場を保全するとともに、その環境の質の維持・回復を図っていくことが求められています。

また、三番瀬を生物多様性が豊かな里海¹³として再生し、未来へ引き継ぐため、保全・再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、千葉県及び関係自治体（浦安市、市川市、習志野市）との連携の強化により広域的な課題の解決を図っていく必要があります。

さらに、今後も自然と共生したまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で取り組んでいくことが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政の協働により、樹林地や湿地、三番瀬等の貴重な自然が保全・再生され、人と自然が共生したまちづくりが実現されている状態

〔施策の方針〕

人と環境が共生した自然豊かなまちづくりを実現するため、生態系の多様な機能やその価値に配慮して、生物多様性の確保に向けた取り組みや、三番瀬の保全・再生を行うとともに、「船橋市環境共生まちづくり条例」等に基づく環境と調和したまちづくりを目指します。

また、動植物の生息・生育環境を考慮して、樹林地・湿地等の自然環境や、河川・街路樹・公園等の要素を有機的につないだ生態系ネットワークの形成に取り組みます。

⁹ 生物多様性：生物の多様さとその生息環境の多様さのこと。生態系は多様な生物が生息するほど健全で、安定していると言える。

¹⁰ 生態系：ある一定の地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因（光、温度、水、土壌等）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

¹¹ 三番瀬：東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約1,800haの干潟・浅海域。（平成22年版千葉県環境白書より）

¹² ふなばし三番瀬クリーンアップ：船橋の自然を代表する三番瀬の清掃活動や自然観察を行うイベント。三番瀬に対する理解と関心を深め、三番瀬の保全を図ることを目的とする。

¹³ 里海：昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活している、里山と同様に人のくらしと強いつながりのある地域。（生物多様性地域戦略2010より）

〈施策の方向〉

施策1) 生物多様性の確保

多様な動植物が生息できる自然環境を保全・回復し、生物多様性を確保するため、自然環境調査を実施し、希少な動植物や外来生物等に関する情報の把握及び提供を行います。また、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を定めた生物多様性地域戦略¹⁴の策定を検討します。さらに、市民や事業者等多様な主体との連携により、樹林地や湿地、それらを含む里山等の保全・活用の取り組みを進めます。

〔主要事業〕

- ・ 自然環境調査
- ・ 生物多様性地域戦略の策定の検討
- ・ 里山の保全・活用の取り組みの推進

施策2) 三番瀬の保全・再生

三番瀬の豊かな生態系を将来の世代に残し干潟の恵みを享受できるよう、関係自治体と連携し、ラムサール条約¹⁵への登録を推進しつつ、干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生・利用を図ります。また、市民が自然に親しみながら干潟の生き物や水鳥の観察等の環境学習が行えるよう、「ふなばし三番瀬海浜公園」を含め三番瀬全体を体験型環境学習の場として活用します。

〔主要事業〕

- ・ 三番瀬の保全・再生・利用の推進
- ・ 三番瀬における環境学習の推進

施策3) 環境と調和したまちづくり

環境と共生する豊かなまちづくりを進めるため、地域の自然環境と宅地や都市の整備・開発事業との調和を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 「船橋市環境共生まちづくり条例」等による開発等の規制・誘導

¹⁴ 生物多様性地域戦略：生物多様性国家戦略に基づき、都道府県及び市町村が単独または共同して策定する、当該区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。

¹⁵ ラムサール条約：正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的とする。近隣では、習志野市の谷津干潟が登録されている（平成5年）。

第2章 政策1 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

《指標》

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
自然観察会等の参加延べ人数 (施策1・2)	841人 (平成19~21 年度の平均)	900人	市が主催する市民参加型の自然に関する散策会、観察会、調査、講座への延べ参加人数(年間)を実績報告から把握
目標設定 の考え方	自然観察会等の参加人数は天候等による影響が大きいことから、過去の実績値の平均(3年間)を基準とし、約1割増加することを目標として設定しました。		
ガンカモ類の個体数 (施策1・2)	18,716羽 (平成21年度)	20,000羽	環境省自然環境局生物多様性センターの行っているガンカモ類の生息調査から把握
目標設定 の考え方	三番瀬には様々な水鳥が生息していますが、ラムサール条約の登録基準5では「定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地」とされていることから、三番瀬で一番多く見られるガンカモ類がラムサール条約への登録基準を満たすよう目標として設定しました。		
条例4条に基づく「地区環境形成 計画書 ¹⁶ 」による協議締結面積の 割合 (施策3)	0.6% (平成22年度)	1.1%	「船橋市環境共生まちづくり条例」第4条に基づく「地区環境形成計画書」の提出により協議締結した面積(条例が施行された平成8年度からの累計)の市域面積に対する割合
目標設定 の考え方	過去の実績を踏まえ、各年度0.05%の達成を目標として設定しました。		

¹⁶ 地区環境形成計画書：宅地開発事業または市街地開発事業において、その区域が1ha以上の規模を有する、あるいは、一団の樹林地・農地等を有する場合に事業者が市長に提出しなければならない計画書。事業計画の概要のほか、地区環境の現状及び課題、環境に対する配慮事項を記載する必要がある。この計画書による協議は、市独自の施策である。

2-2-1 環境負荷の少ないまちづくり

《現状と課題》

本市では大気や河川の水質は改善されつつあるものの、光化学スモッグや海域・地下水などにおいて、依然として環境基準を達成していない項目があります。

また、ライフスタイル（生活様式）の多様化等に伴って、生活騒音等日常生活に起因する環境問題が顕在化しており、近隣同士のトラブルの原因となることもあります。

さらに、地球温暖化問題のように、一人ひとりの生活や事業活動そのものが直接的・間接的に地球規模の環境悪化に影響を与えているものもあります。

こうした状況の中、大気や水などの地域環境への負荷を低減するため、汚染物質を排出する事業所等に対する適正な規制と、継続的な監視体制の確立が求められています。

また、日常生活に起因する環境問題は法令等による規制の対象外であることから、苦情の発生等を未然に防ぐため、市民等への広報活動の強化を通じて地域の生活環境保全に対する意識啓発に努める必要があります。

さらに、温室効果ガスの排出抑制について、市民や事業者一人ひとりが自ら行動できるよう、各種の取り組みを進めていく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境への負荷の低減に努め、公害のない、恵み豊かな環境が未来の世代に受け継がれている状態

〔施策の方針〕

環境への負荷を低減し、地球温暖化対策や資源循環・省エネルギーといった取り組みを促進するため、市民、事業者、行政が協力し合って環境保全を進めるとともに、健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害を未然に防止するため、安全な生活環境の保全に取り組みます。

また、かけがえのない地球環境を保全するため、限りある資源の効率的な利用やエネルギー使用の削減を図るとともに、快適で安全なまちづくりを推進するため、市民の手による清掃活動を実施します。

《施策の方向》

施策1) 環境保全体制の充実

各種環境保全の取り組みを総合的に推進する「船橋市環境基本計画」を実効性のあるものとするため、市民、事業者、行政等広く連携協力体制を確立し、環境保全の取り組みを進めます。また、広報やホームページ等を活用して環境情報を提供します。さらに、一人ひとりによる環境を守るための自主的な活動を促進するため、家庭、学校、公共施設等において環境学習・環境教育を積極的に展開します。一方、事業者については、自主的・積極的な環境配慮に対するシステムづくりを普及・促進します。

〔主要事業〕

- ・「船橋市環境基本計画」等の進行管理
- ・環境学習の推進

施策2) 地域環境への負荷の低減

良好な大気環境の保全のため、大気汚染状況の常時監視、自動車や工場における大気汚染物質の削減対策等を行います。また、公共用水域の水質向上のため、川や海の常時監視、生活排水対策や事業所等における水質汚濁物質の削減対策、地下水の保全等を行います。さらに、事業活動や社会活動に起因する生活環境問題を未然に防止するため、土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭・地盤沈下等の防止対策、市民等からの公害苦情に対する適正処理に努めます。

〔主要事業〕

- ・自動車公害対策
- ・監視体制の整備及び結果の公表
- ・土壌汚染対策

施策3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を地域から推進するため、「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、地域における地球温暖化防止のための意識啓発や新エネルギーの導入、省エネルギーへの取り組みを進めます。

また、行政執行機関として事業の実施にあたり、「船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次ふなばしエコオフィスプラン）」に基づき、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出の抑制を図ります。

〔主要事業〕

- ・「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進
- ・「船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次ふなばしエコオフィスプラン）」の推進

施策4) まちの美化の推進

清潔・安全で快適なまちづくりを推進するため、市民、事業者との協力・連携のもと、道路上に散乱しているごみの清掃活動や、路上喫煙、ポイ捨て防止のための啓発・パトロールを行います。

〔主要事業〕

- ・「船橋をきれいにする日」・「クリーン船橋530」の開催
- ・路上喫煙及びポイ捨ての防止に向けた啓発等の実施

第2章 政策2 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

《指標》

指標名（関連施策）	現状値	目標値 (32年度)	備考
環境フェア来場者数 (施策1)	4,766人 (平成20~22 年度の平均)	5,200人	
目標設定 の考え方	過去の実績値の平均（3年間）を基準として、10%増加することを目標として設定しました。		
大気環境基準項目達成率 (施策2)	81% (平成21年度)	88%	
目標設定 の考え方	大気環境基準項目全60項目のうち、光化学オキシダントに係る7項目以外は計画期間中に環境基準を達成できるものとして、目標を設定しました。		
水質環境基準項目達成率 (施策2)	58% (平成21年度)	82%	
目標設定 の考え方	水質環境基準項目全17項目のうち、3項目以外は計画期間中に環境基準を達成できるものとして、目標を設定しました。		
市の事業による温室効果ガスの 排出量 (施策3)	192,297t-CO ₂ ¹⁷ (平成21年度)	182,683t-CO ₂ (平成26年度)	
目標設定 の考え方	「船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次ふなばしエコオフィスプラン）」に掲げる目標（平成26年度に平成21年度比5%削減）を達成するものとして設定しました。27年度以降は、実績等を参考に計画と目標を検討します。		
「クリーン船橋530の日」参 加者数 (施策4)	58,000人 (平成22年度)	60,000人	
目標設定 の考え方	過去の実績値を参考に、目標として設定しました。		
「船橋をきれいにする日」の参 加者数 (施策4)	51,000人 (平成22年度)	60,000人	
目標設定 の考え方	過去の実績値を参考に、目標として設定しました。		

¹⁷ t-CO₂：二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン等）を二酸化炭素に換算した量。温室効果ガス排出量の排出係数の変更等により、「船橋市環境基本計画」に記載されている平成21年度の現状値とは異なる。

2-2-2 循環型社会の構築

《現状と課題》

市内のごみ収集量や1人1日当たりのごみ発生量は減少傾向にあり、平成18年3月に行われた「ごみとリサイクルに関するアンケート調査」でも、ごみの減量やリサイクルに対する市民意識がより高まっている傾向をみることができます。ただし、リサイクル率については、近年おおむね横ばいで推移しています（平成22年度は20.8%）。

また、平成20年に「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」を施行し、市民生活や事業活動に伴って排出されるごみの減量化及び資源化や、その適正処理に努めてきました。

こうした状況の中、より効率的で環境への負荷が少ないごみ収集・処理体制を整備するためには、新たな分別方法を含めたごみの分別・収集ルールに適正化を図り、市民の理解と協力を得ることが求められています。また、市民や事業者等に対する意識啓発等を通じ、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進することが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

3R（リデュース¹⁸・リユース¹⁹・リサイクル²⁰の総称）の推進により、大量消費・大量廃棄のライフスタイル（生活様式）から、限られた資源を効率的・有効的に利用するライフスタイルに移行し、持続可能な循環型社会が実現している状態

〔施策の方針〕

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、まず発生抑制（リデュース）し、抑制できなかったものについては再使用（リユース）を行い、それでも発生した廃棄物については再生利用（リサイクル）するという考え方にに基づき、市民生活や事業活動における廃棄物の最小化を推進します。

また、ごみの適正かつ効率的な処理を実現するため、ごみ処理体制の整備・充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) ごみ減量化・リサイクルの促進

循環型社会の構築のため、「船橋市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、ごみの発生抑制・再使用によって、ごみとして処理・処分する量を極限まで減らすとともに、再生利用を推進します。また、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理のため、収集運搬業者や処分業者の許認可業務、及び排出事業者、収集運搬事業者、処分業者への指導・監督を行います。さらに、不法投棄等の不適正な行為を防止するため、監視の強化を図ります。

〔主要事業〕

- ・「船橋市一般廃棄物処理基本計画」の進行管理
- ・リデュース・リユース・リサイクルの意識啓発
- ・有価物及び資源ごみ回収の推進
- ・産業廃棄物の適正処理の推進

¹⁸ リデュース：(Reduce) 廃棄物の発生抑制。物を大切に使い、ごみを減らすこと。

¹⁹ リユース：(Reuse) 廃棄物の再使用。使えるものは繰り返し使うこと。

²⁰ リサイクル：(Recycle) 廃棄物の再生利用。ごみを資源として再び利用すること。

施策2) ごみ処理体制の整備・充実

資源ごみの回収をより一層推進するため、ペットボトルのステーション回収をはじめとする多様な分別・収集を推進します。また、ごみ処理施設の整備・充実を図る一方、環境負荷の低減を目指して、西浦資源リサイクル施設の建設や、老朽化が著しい北部清掃工場及び南部清掃工場の施設の更新を行います。

〔主要事業〕

- ・ 北部清掃工場の建替
- ・ 南部清掃工場の建替
- ・ 西浦資源リサイクル施設の建設

《指標》

指標名 (関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
ごみ発生量 (施策1)	214,868 トン (平成22年度)	236,600 トン	※目標値については、平成23年度中に行われる「船橋市一般廃棄物処理基本計画」の見直しにより、変更予定。
目標設定 の考え方	「船橋市一般廃棄物処理基本計画」において、平成9年度比5%以上の削減を目標としていることを参考に、目標として設定しました。		
最終処分量 (施策1)	11,455 トン (平成22年度)	13,500 トン	※目標値については、平成23年度中に行われる「船橋市一般廃棄物処理基本計画」の見直しにより、変更予定。
目標設定 の考え方	「船橋市一般廃棄物処理基本計画」において、平成9年度比50%以上の削減を目標としていることを参考に、目標として設定しました。		
リサイクル率 (施策1)	20.8% (平成22年度)	25%	
目標設定 の考え方	「船橋市一般廃棄物処理基本計画」における目標を参考に設定しました。		

2-2-3 汚水処理体制の充実

《現状と課題》

公共下水道は、生活環境の向上、浸水被害の軽減、公共用水域²¹の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない都市施設です。

本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、平成22年度末で下水道普及率は73%を達成しましたが、依然として未整備の区域が残っています。一方、下水道が利用できない区域では浄化槽による汚水処理を実施し、西浦処理場でし尿や浄化槽汚泥の処理を行っています。

下水道事業では、東京湾の富栄養化対策として窒素・リンを除去する高度処理を西浦・高瀬下水処理場で実施し、さらに雨天時の放流水による公共用水域の汚濁を防止するため、合流式下水道の改善対策を図っています。また、施設の増設や老朽化施設の改築・更新を進めているところです。

こうした状況の中、公共用水域の水質改善を図るため、下水道普及率のさらなる向上が求められるとともに、下水道が普及していない区域にあっては、生活排水の適正な処理を行うことが必要となっています。

今後、下水道資産の有効利用や、施設の安全性を確保した計画的な維持管理が重要な課題となることから、コストの縮減を図り、効率的な経営に努める必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

公共用水域において良好な水質が保全され、快適な生活環境が創出されている状態

〔施策の方針〕

下水道の効率的な整備を促進し、さらなる普及率向上に努めるとともに、計画的で適正な維持管理を行うことで機能保全とコスト縮減を図ります。また、し尿及び生活排水を適正に処理するため、し尿収集・処理体制の充実を図るとともに、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理のための啓発等に努めます。

《施策の方向》

施策1) 下水道の整備と管理

快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備及び老朽化した施設の更新を進めるとともに、事業に対する市民の理解・協力が得られるよう市民への説明や啓発を充実します。

また、健全な下水道経営のため、効率的・効果的な事業推進、社会情勢の変化への適合や、適正な維持管理に向けた下水道計画の策定・見直しを行います。

〔主要事業〕

- ・ 公共下水道の適正な計画に基づく整備
- ・ 下水道の維持管理と経営の効率化
- ・ 下水道施設の生涯コストを見据えた長期的な補修・更新計画の推進

²¹ 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

施策2) し尿処理体制の充実

し尿及び生活排水の適正な処理により衛生的な環境を確保するため、し尿の効率的な収集や、処理施設の維持・管理の適正化を図ります。また、衛生的な生活環境の確保と公共用水域における水質汚濁防止のため、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図り、適正な維持・管理が行われるよう指導・啓発を行います。

〔主要事業〕

- ・ し尿の収集・処理
- ・ 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

《指標》

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
公共下水道普及率 (施策1)	73% (平成22年度)	90%	普及率=公共下水道整備済みの人口/住民基本台帳登録済み人口
目標設定 の考え方	過去の実績値の伸び(毎年3%程度)から同様の進捗が可能と考え、目標を設定しました。		
公共下水道高度処理率 (西浦・高瀬下水処理場) (施策1)	90% (平成22年度)	100%	処理率=現有高度処理能力/下水処理場処理能力
目標設定 の考え方	各処理場の高度処理を含めた処理能力増設計画により、基本計画期間中に100%高度処理化することを目標として設定しました。		
高度処理型合併処理浄化槽の普及率 (施策2)	6.8% (平成22年度)	30%	市内に設置された浄化槽のうち高度処理型合併処理浄化槽の設置割合
目標設定 の考え方	過去の浄化槽設置基数と下水道普及率の推移を参考に、今後の下水道普及率の伸びを考慮して、目標を設定しました。		

2-3-1 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

《現状と課題》

東日本大震災を契機として、津波や液状化、帰宅困難者の発生など、新たな課題が浮き彫りになりました。大規模な災害への備えに対する市民の関心や意識もかつてないほど高まっています。災害による被害を減らすためには、耐震化等都市基盤の強化のほか、各家庭での自助の備えや地域での取り組みが必要ですが、地域によって防災に対する取り組みに格差が生じています。

また、河川や雨水排水施設の流下能力が不足していることから、近年増加傾向にある集中豪雨や大雨等によって、低地部等では水害が発生しています。

こうした状況の中、災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うためには、本市における防災対策の核となる「船橋市地域防災計画」の改定と適時修正を東日本大震災の教訓を踏まえて行うこと、自然災害や緊急事態への危機管理体制の整備を進めること、職員や市民が的確に対応できるように知識の普及啓発を図ること、自治体間や事業者等との協力体制を強化することなどがが必要です。また、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化を進めるとともに、治水安全度の向上を図ることが必要です。さらに、自主防災組織の結成率を高め、市民一人ひとりが効果的な活動を行うことにより、地域防災力を向上させることが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

治水や耐震強化等の防災対策や、地域での相互協力体制の推進が図られることによって、災害に対して備えのある安全で安心な暮らしが確保されている状態

〔施策の方針〕

災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため、治水や耐震強化等により災害時の減災に向けて都市防災機能の向上を図るとともに、市民の防災意識及び災害対応力の向上を図ります。

また、災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うため、近隣自治体や関係機関等を含めた防災体制の整備・充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) 防災意識・災害対応力の向上

災害時の被害を最小限に抑えるため、液状化現象、建物被害、水害・土砂災害の危険性などを予測した地域別防災カルテに津波のシミュレーションを加えて公表し、防災対策に役立ててもらうほか、市民の防災に関する情報や知識の普及啓発を進めます。また、地域において防災活動を担う中核的な人材となる地域防災リーダーの養成や、学校や地域等、様々な場所での防災訓練の実施などを通じて、市民と職員の防災意識と災害対応力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

〔主要事業〕

- ・ 自主防災組織の強化と充実
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 中学生向け防災学習の実施
- ・ 職員の防災士資格の取得促進

施策2) 防災体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な活動を実施するため、東日本大震災の教訓を踏まえて「船橋市地域防災計画」等の改定と随時修正を行い、応援協力体制の強化や、帰宅困難者や災害時要援護者への対応を含む被災者支援の推進、防災備蓄の充実や公園・防災協力農地を含む避難場所や避難所の整備等を進め、防災体制の充実に図ります。特に、小・中学校、公民館等の避難所予定施設については、耐震化を進めます。

また、災害発生時に正確かつ迅速に情報を伝達するため、防災行政無線やインターネット等の活用を進めるなど、情報連絡体制を充実・強化します。

あわせて、大規模地震発生時に必要な応急対策業務、復旧・復興業務及び通常業務を優先的に継続させ、かつ、他の業務も段階的に回復させていくための業務継続計画（BCP）を策定します。

〔主要事業〕

- ・「船橋市地域防災計画」等の改定と適時修正
- ・災害時応援協定締結の促進
- ・帰宅困難者対策の推進
- ・小・中学校、公民館等の避難所予定施設の耐震化推進
- ・災害時要援護者対策の充実
- ・防災備蓄の充実
- ・公園等における防災機能の充実
- ・災害時における業務継続計画（BCP）の策定

施策3) 都市防災機能の向上

災害による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化を進めます。また、民間の住宅及び特定建築物に対しても耐震診断や耐震改修工事を促し、耐震化率の向上を図ります。さらに、住民の生命・財産を守るため、大地震や大雨により被害が想定されるがけ地等の土地に対し、必要な対策を講じます。

〔主要事業〕

- ・公共建築物の耐震化推進
- ・民間の住宅及び特定建築物の耐震化促進
- ・落橋防止（橋りょう耐震化）の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進

施策4) 治水対策の推進

1時間に50ミリの降雨でも水害が起きないようにするため、河川の改修や下水道による雨水管の整備及び雨水貯留浸透施設の整備等を推進します。また、海老川では河川改修と合わせ、調節池の整備を図ります。さらに、集中豪雨や大雨時における水害を軽減するため、河川の浚渫や排水施設の清掃等の適正な管理に努めます。

〔主要事業〕

- ・河川の改修
- ・下水道による雨水管の整備
- ・雨水貯留浸透施設の整備
- ・河川排水路の維持管理
- ・海老川調節池の整備（県事業）

第2章 政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

《指標》

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
自主防災組織結成率 (施策1)	55% (平成22年度)	70%	結成率=自主防災組織を結成した町会・自治会数/全町会・自治会数
目標設定 の考え方	千葉県内の平均結成率55%はほぼ達成しており、全国の平均結成率が71%であることから、計画期間中に70%まで上げることを目標として設定しました。		
防災士資格の取得者数 (施策1)	13名 (平成22年度)	100名	市の計画に基づき新たに防災士の資格を取得した職員の数で平成21年度からの累計
目標設定 の考え方	毎年10名ずつ防災士資格を取得することにより達成できる人数を目標値として設定しました。		
防災行政無線固定系子局再整備 数 (施策2)	82基 (平成22年度)	168基	新型で再整備した総数
目標設定 の考え方	防災行政無線が168基あり、そのうち86基が旧型の受信機であることから、計画期間中にすべての受信機を新型に交換することを目標として設定しました。		
市有建築物の耐震化率 (施策3)	63% (平成23年度)	90% (平成27年度)	「耐震化整備状況及び整備時期リスト」より算出 ※非木造で階数2以上、または延べ面積200㎡を超えるもの
目標設定 の考え方	「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定しました。28年度以降は実績等を参考に、計画と目標を検討します。		
民間の住宅の耐震化率 (施策3)	約83% (平成19年度)	90% (平成27年度)	総務省住宅・土地統計調査データ等を基に耐震化率を推計
目標設定 の考え方	「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定しました。28年度以降は実績等を参考に、計画と目標を検討します。		
民間の特定建築物の耐震化率 (施策3)	約87% (平成19年度)	90% (平成27年度)	総務省住宅・土地統計調査データ等を基に耐震化率を推計
目標設定 の考え方	「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定しました。28年度以降は実績等を参考に、計画と目標を検討します。		
耐震化橋りょう数 (施策3)	8橋 (平成22年度)	21橋	平成15年度からの累計
目標設定 の考え方	平成15年度より緊急輸送道路等21橋の耐震化を進めていることから、計画期間中に完了することを目標として設定しました。		
下水道管路施設の耐震化率 (施策3)	76% (平成22年度)	100%	平成12年度からの累計
目標設定 の考え方	「船橋市下水道総合地震対策計画」において、緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管(74,944m)の耐震化を掲げていることから、基本計画期間中に完了することを目標として設定しました。		
1時間50ミリの降雨に対応した 河川改修率 (施策4)	42% (平成22年度)	53%	改修対象河川における50mm/hr以上の改修すべき延長に対する改修済み延長(各年度実績の累計)の割合
目標設定 の考え方	現在施行中の河川が準用河川木戸川と普通河川北谷津川であり、木戸川が27年度に完了予定であること、また、北谷津川の過去の推移を参考に、施策推進の効果を見込んで、目標を設定しました。		

2-3-2 犯罪のないまちづくり

《現状と課題》

本市における刑法犯認知件数は平成15年をピークにそれ以降は減少していますが、一部の犯罪については増加傾向にあります。また、町会・自治会における防犯パトロール隊の結成率は年々増加しているものの、近年伸び率は減少しています。

一方、市では市民の安全の確保と防犯意識の向上を目的として、ホームページや携帯電話をはじめとする各種媒体を通じて防犯情報等を提供しています。

こうした状況の中、治安に対する市民の不安感は必ずしも刑法犯認知件数の減少に見合ったものとはなっておらず、市民、事業者、警察及び行政との連携による防犯対策の推進や、犯罪防止のための効果的な情報提供が求められています。また、地域における安全を守るためには、市民による自主防犯活動を促進することが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

治安に対する市民の不安感が減少し、安全で安心して生活できる地域社会が実現している状態

〔施策の方針〕

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりにおいて求められる役割を分担するとともに連携し、防犯に対する意識の向上を図ります。また、市民による自主防犯活動を支援します。

《施策の方向》

施策1) 防犯体制の充実

防犯意識の啓発及び犯罪の抑止を図るため、市民安全パトロールカーによるパトロールや、学校や警察から寄せられた犯罪発生情報、不審者情報等の市民への提供など、市民、事業者、警察等と連携した防犯活動を展開します。また、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、町会・自治会等に対する防犯灯の設置及び維持管理の支援や、宅地開発時の開発事業者との協議による防犯灯新規設置の促進を行います。

〔主要事業〕

- ・市民安全パトロールの推進
- ・防犯情報等の提供
- ・防犯灯の設置及び維持管理の支援
- ・宅地開発時の協議による防犯灯新規設置の促進

施策2) 自主防犯活動の促進

地域における自主防犯活動を促進するため、自主防犯パトロール隊への物資支給等の支援を行います。

〔主要事業〕

- ・自主防犯活動の支援

第2章 政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

《指標》

指標名（関連施策）	現状値	目標値 (32年度)	備考
船橋市における人口一人当たりの 刑法犯認知件数 (施策1)	142件 (平成22年)	124件	刑法犯認知件数は千葉県警察の発表による暦年 数値
目標設定 の考え方	過去の犯罪減少件数の平均（3年間）を参考に、人口の将来推計を考慮して、目標を設定しました。		
自主防犯パトロール隊の結成率 (施策2)	46.2% (平成22年度)	55%	結成率＝自主防犯パトロール隊を結成した町会・自治会数/全町会・自治会数(毎年度6月時点)
目標設定 の考え方	過去の実績値の伸びに施策推進の効果を見込んで、目標を設定しました。		

2-3-3 市民を守る消防体制の充実

《現状と課題》

本市における火災件数は、平成13年の227件を境に平成22年は174件と、減少傾向で推移しています。一方、平成22年の救急件数については、28,897件であり、救急需要は年々増加の傾向にあります。

こうした状況の中、常に火災発生から市民の安全を確保するため、建物の防火安全対策指導の徹底や、住宅防火を引き続き推進することが必要です。

また、救急需要の増加に対応するため、医療機関との連携を図り、救命効果の高い救急体制を確保することが必要です。

さらに、大規模地震等の災害への対応として、耐震性貯水槽の計画的な整備や、地域防災体制の中核的存在を担う消防団の活性化が必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

火災や災害の発生に備えた消防体制が充実し、市民が安心して暮らせるまちが実現している状態

〔施策の方針〕

火災や災害から市民を守るため、市民の防火・防災意識の高揚や建物の安全管理体制を充実するとともに、消防力の充実・強化を図ります。

また、市民の命を守るため、消防と医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) 火災予防体制の充実

火災の発生を未然に防ぎ市民生活の安全を守るため、建物の予防査察の充実や、安全管理体制の強化を図ります。また、火災原因を明らかにして、火災予防及び警防対策に役立てるため、火災原因調査体制を強化します。さらに、市民の防火意識の高揚と広報広聴体制の充実を図るため、各種広報媒体を活用して火災予防広報を推進します。

〔主要事業〕

- ・ 防火安全対策の推進
- ・ 危険物施設安全対策の強化
- ・ 火災原因調査体制の強化
- ・ 防火意識の高揚と広報広聴の推進

施策2) 消防力の充実

多様化・高度化する消防業務に対応するため、消防力の整備指針に基づく消防署所及び消防車両の適正な配置や、職員の教育訓練の充実を図ります。また、災害活動体制の強化のため、消防庁舎の耐震性確保や、消火栓や耐震性貯水槽の整備等を推進します。さらに、消防団が安定して活動を実施できるよう、地域住民が協力しやすい環境の整備を図ります。消防指令業務については、業務の効率化及びコスト削減を図るため、共同処理を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 消防庁舎等の整備
- ・ 消防車両、水利の整備
- ・ 消防団の活性化
- ・ 消防救急デジタル無線の整備
- ・ 消防指令業務共同運用

施策3) 救急体制の充実

増加する救急需要に対応し、効率的な救急体制を充実するため、傷病者の症状に応じた医療機関への搬送の迅速化や、救急隊員・救急救命士の養成、救急資機材の整備及びドクターカーの運用を推進します。また、ドクターカーに同乗する医師等の指示・指導・助言により、メディカルコントロール体制²²を充実します。さらに、応急手当の知識と技術を有する市民を育成するため、各種救急講習会を開催します。なお、市民に対して救急車の適正利用について広報し、増加する救急需要への対応を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 救急業務の高度化の推進
- ・ メディカルコントロール体制の充実
- ・ 医療機関との連携による救急搬送の円滑化
- ・ 市民の命を守るための各種救急講習会の開催
- ・ 救急車の適正利用の推進

²² メディカルコントロール体制：救急救命士を含む救急隊員が搬送時に行う医学的に裏付けを持った応急処置ができる体制。医師による直接の指示、救急隊員の救急活動に関する事後検証及び救急救命士の再教育が含まれる。

第2章 政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

《指標》

指標名（関連施策）	現状値	目標値 (32年度)	備考
住宅火災における逃げ遅れによる焼死者数 (施策1)	4.6人 (平成18~22年の平均)	0人	
目標設定の考え方	本市においては火災による焼死者のほとんどが住宅火災時の逃げ遅れによるものであることから、その根絶を目標として設定しました。		
消防水利(消火栓・耐震性貯水槽等)の整備率 (施策2)	94% (平成22年度)	100%	消防水利の整備率=消防水利を設置したメッシュ ²³ 数/全市域を250m四方に区分したメッシュ数(2654)
目標設定の考え方	計画期間中に市内の水利の空白地域をなくすことを目標として設定しました。		
救急救命士の救急業務従事者数 (施策3)	44人 (平成23年度)	84人	毎年度4月1日のデータを取得
目標設定の考え方	計画期間中に救急隊1隊に対し、2名の救急救命士を配置することを目標として設定しました。		

²³ メッシュ：(mesh) 網の目。

2-3-4 清潔で安心な暮らしの実現

《現状と課題》

本市では、清潔で安心な生活環境の実現を目指してネズミやハエ・蚊の駆除、空地の草刈り指導、市民トイレの設置等を進めてきましたが、暖冬等によるユスリカの通年的発生や放置された空き地の雑草対策などが依然として課題となっています。さらに、犬、ねこの糞尿及びのらねこへの餌やりや自然交配を原因とするねこの増加に対する対策が求められています。

また、生活・衛生関連施設については、公衆浴場において近年浴場数及び利用者数が減少しています。墓地や斎場においては利用者の増加による斎場火葬炉の不足等が予想され、馬込霊園周辺では交通渋滞も大きな問題となっています。

こうした状況の中、衛生環境のさらなる改善を図るため、衛生害虫の駆除や狂犬病対策の推進、動物の適正飼育及び管理について普及・啓発を図ることが必要です。

一方、生活・衛生関連施設について、市民のニーズを検証しつつ公衆浴場の確保に取り組む必要があります。また、墓地・斎場への需要増加に対応した対策を講ずることが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政が一体となって衛生環境の向上に取り組むことにより、清潔で安心して住むことのできる環境が確保されている状態

〔施策の方針〕

衛生的で快適な生活環境を確保するため、市民、事業者と一体となった防疫体制の充実を図るとともに、衛生環境向上のための取り組みを推進します。

また、墓地や斎場の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、霊園や四市複合事務組合による斎場の整備・充実を進めます。

《施策の方向》

施策1) 生活衛生の向上

衛生的できれいなまちづくりを進めるため、狂犬病対策や病虫害駆除対策、市民トイレの設置、空地の草刈り指導等を進めるとともに、市民からの要望・相談についての確に対応できる体制の整備を図ります。また、公衆浴場の利用機会の確保を図ります。さらに、人と動物の共生を目指し、犬・ねこの不妊去勢手術の普及やねこの飼い方に対するガイドラインの作成等により、動物の適正飼育及び管理の啓発と普及を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 狂犬病対策の推進
- ・ 公衆浴場の利用促進
- ・ 動物愛護対策の推進

施策2) 墓地・斎場の整備

墓地・斎場に対する利用者の増加や、多様化する市民ニーズに対応するため、周辺の交通渋滞を緩和する対策を講ずるとともに、霊園や四市複合事務組合²⁴による斎場の整備・充実を図ります。

〔主要事業〕

・霊園・斎場の整備

《指標》

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
狂犬病予防注射接種率 (施策1)	75% (平成22年度)	90%	畜犬登録件数のうち狂犬病予防注射実施率
目標設定 の考え方	平成21年度国の平均値(74.3%)と平成22年度千葉県の平均値(72.1%)をいずれも上回っていますが、施策推進の効果を見込んで、目標を設定しました。		
動物愛護教室への年間参加者数 (施策1)	661人 (平成22年度)	1,000人	犬、ねこのしつけ方教室及び動物愛護教室への年間参加者数
目標設定 の考え方	過去の実績値の伸びを参考に、目標として設定しました。		

²⁴ 四市複合事務組合：船橋市、習志野市、八千代市、及び鎌ヶ谷市の四市で組織する組合。

2-3-5 良好な住まいの整備

《現状と課題》

全国の人口が平成19年度に減少に転じ、少子・高齢化が進行、世帯人員も減少傾向を示す中、本市においても本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、世帯・人口構造の変化が進んでいます。市内の住宅数は平成20年時点で27万1千戸と世帯数の1.13倍に達しており、量的には充足していますが、新耐震基準（昭和56年度施行）以前に建築されたものが28.4%存在しています。持家率は県や全国に比べてやや低く、UR賃貸住宅²⁵や給与住宅²⁶、民営借家の割合が高くなっています。また、マンションの割合が高く、今後とも増加が予想されます。

こうした状況の中、住宅の適切な維持管理や耐震化、バリアフリー化など長期的に住み続けられる住宅の整備が求められています。また、市民が安全に安心して暮らせるよう、良好な居住水準の確保、住環境の整備を進めることが必要です。住宅に困窮する高齢者世帯・障がい者世帯等に対しては、住宅セーフティネット²⁷の整備が求められており、公的賃貸住宅の有効活用が必要です。特に単身の高齢者等においては、民間賃貸住宅への入居拒否等、安心して住み続けられる住居の確保が困難な場合があるため、その対策や相談体制の充実が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

誰もが安心して住み続けられる住まいが整っている状態

〔施策の方針〕

長期的に住み続けられる住宅の整備を支援するとともに、住宅に困窮する世帯に対して適切な住宅の確保を図ります。

《施策の方向》

施策1) 長期的に住み続けられる住環境の整備

長期的に住み続けられる住宅の整備を図るため、戸建住宅の建築・増改築、分譲マンション等の適切な維持管理等に関する情報提供を行い、各種相談業務の充実を図るとともに、リフォームを支援する制度の確立を目指します。

また、市場を通じた住宅の良質化を実現するため、住宅の性能を客観的に評価することができる住宅性能表示制度や、長期優良住宅²⁸の普及に努めます。

〔主要事業〕

- ・ 住まいに関する情報提供
- ・ 増改築や耐震化、マンション管理等の相談業務の充実

²⁵ UR賃貸住宅：独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅。

²⁶ 給与住宅：勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住しているもの。

²⁷ 住宅セーフティネット：住宅市場の中で独力では住宅の確保が困難な人々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組みのこと。

²⁸ 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。

施策2) 住宅セーフティネットの整備

最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な収入の世帯に住宅を供給するため、市営住宅を整備するとともに、入居基準の厳格化による適正な管理に努め、さらには計画的な改修による市営住宅の長寿命化を図ります。

高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の住宅の確保が困難な者が、円滑に賃貸借契約を結ぶための民間賃貸住宅入居支援の体制づくりを目指します。

また、高齢者や障がい者が安心して暮らせる住居確保のため、高齢者向けの住宅やバリアフリー化に関する各種制度等について、多角的な情報提供を行います。

〔主要事業〕

- ・市営住宅の整備及び適正な入居管理
- ・民間賃貸住宅への入居支援

施策3) 住環境の整備

周辺と調和した住環境を形成するため、中高層建築物や共同住宅の建築に際して、紛争の防止や調整を行います。また、防犯・消防活動等の円滑な遂行を支えるため、住居表示板・街区表示板等の設置を進めるとともに、地番による住所が分かりにくい地域に住居表示の導入を図ります。

〔主要事業〕

- ・建築紛争の予防・調整
- ・住居表示の整備・管理

《指標》

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
市営住宅の供給率 (施策2)	86% (平成22年度)	100%	総務省住宅・土地統計調査データを基にした必要供給戸数に対する供給戸数の割合
目標設定 の考え方	総務省住宅・土地統計調査データを基に、本市の公営住宅対応想定需要量を算出し、目標値を設定しました。		

個別計画は今回のパブリックコメントの対象外です。

後期基本計画 個別計画一覧（第2章）

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市環境基本計画	近年変化している環境問題を的確に捉え、地域の将来像、望ましい地域環境のあり方などを明らかにし、社会変化や市民ニーズに対応した環境保全施策を推進する計画。	平成 23～32 年度	環境保全課
船橋市生活排水対策推進計画	下水道の整備促進、啓発活動による発生源対策等、河川汚濁の主原因である生活排水対策を推進する計画。	平成 23～27 年度	環境保全課
(仮称)船橋市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	地域から地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、市、市民、事業者等の役割を明らかにする計画。	平成 24 年度～ 終了年度未定	環境保全課
船橋市地球温暖化対策実行計画(第3次エコオフィスプラン)	市自らが行う事務・事業について、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガスの排出の抑制等環境保全に向けた取り組みを明らかにする計画。	平成 22～26 年度	環境保全課
船橋市一般廃棄物処理基本計画	市の廃棄物処理システム全体を定める計画。	平成 24～33 年度	クリーン推進課
船橋市緑の基本計画改定版	都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画。	平成 19～37 年度	みどり推進課
船橋市耐震改修促進計画	平成 27 年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率 90%を目指す計画。 ※H22.6 の閣議決定により、H32 における住宅の耐震化率 95%が示された。国の制度改定が予想される。	平成 20～27 年度 (8年間)	公共建築物保全課
船橋市住生活基本計画	本市の地域特性を活かした総合的な住宅政策に関する計画。	平成 21～27 年度 (7年間) 計画期間終了後は、次期計画を策定予定	住宅政策課
船橋市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を保護するための防災の業務などを具体的に定めた計画。	計画期間なし	防災課
船橋市水防計画	水防法に基づき市域の河川等の洪水、高潮等の水災から市民の安全を保持するための計画。	計画期間なし	防災課
船橋市国民保護計画	国民保護法に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生、またはそのおそれがある場合に備え、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画。	平成 19 年～	防災課